

事 務 連 絡

令和3年3月4日

障害福祉サービス等事業所 各位

うるま市障がい福祉課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス（生活介護）の
臨時的取扱いについて（第3報）

平素より、うるま市障害福祉サービス等にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に係る生活介護の臨時的取扱いについては、令和2年4月28日付うるま市障がい福祉課事務連絡「新型コロナウイルス完成症に係る障害福祉サービス（生活介護）の臨時的取扱いについて」及び令和2年8月3日付「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス（生活介護）の臨時的取扱いについて（第2報）」にてお示ししているところです。

今般の沖縄県内における新型コロナウイルス感染発生状況を鑑み、下記のとおり臨時的取扱い対応期間を改めてお示しさせていただきますので、サービス利用当事者やそのご家族及び計画相談員や関係事業所等への周知を行うとともに、できる限りの支援を実施していただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 生活介護の臨時的取扱いについて

- ・利用者及び家族等の生活状況等を勘案し、利用者及び家族等の同意を得て居宅等にて過ごすことが可能と認められる場合に限り、在宅支援を代替サービスとして臨時的に取扱うこととし、その対応期間を令和3年4月1日より令和4年3月31日までといたします。

(※生活介護における臨時的取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス（生活介護）の臨時的取扱いについて（令和2年4月28日付）」、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス（生活介護）の臨時的取扱いについて（第2報）（令和2年8月3日付）」にて示しておりますのでご参照ください。また、当該臨時的対応については、厚生労働省関係部局より、より詳細な取扱いに関する通知があるまでの間に限り適用されるものであることに留意されたい。)

(※在宅支援を行う際の具体的な方法等については、別紙「うるま市における生活介護サービスにおける在宅支援について」をご確認ください。)

うるま市役所 福祉部 障がい福祉課

TEL : 098-973-5452

FAX:098-973-5103